

年金分割制度の手続きの流れ

3号分割だけの請求を行う場合

合意分割の請求を行う場合(同時に3号分割の請求を行う場合を含む。)



合意分割に関する情報提供の請求(離婚前でも請求可)

年金分割を行うために必要な按分割合の範囲を定めるために、按分割合の範囲等の情報提供の請求を行います。これは、年金分割の割合となる「按分割合」が自由に決めることができるものではなく、法律で定める範囲内になるように決めることとされているため、その範囲や分割の対象となる期間等の情報の提供を受けられるようにしたものです。

なお、この請求は当事者双方が共同で行うことも一方だけで行うこともできます。
また、前回の情報提供があった日から3カ月を経過していない場合は、原則として再び請求することはできません。



合意分割に関する情報提供

情報提供(「年金分割のための情報通知書」の交付)の方法については、請求方法や請求時期によって、次のようになっています。

- ①当事者の双方が共同で請求した場合は、当事者それぞれへ提供します。
- ②当事者の一方が単独で請求した場合は、
 - ア.離婚等をしているときは、請求者と請求をしていないその相手方にも情報を提供します。
 - イ.離婚等をしていないときは、請求者のみに情報を提供します。

※年金試算額の提供について
50歳以上の方または障害厚生(共済)年金の支給を受けている方は、希望により年金分割をした場合の年金見込額を提供します。



「年金分割」について、当事者間の話し合い

年金分割の請求をするためには、当事者間で「年金分割の請求をすること」、「分割する場合の按分割合」に合意することが必要です。



「按分割合」について、合意したとき

按分割合について、当事者間の話し合いで合意が成立したときは、次に掲げるいずれかの書類を作成することになります。

- ①公正証書の謄本又は抄録謄本
- ②公証人の認証を受けた私署証書
- ③合意書(年金分割の請求時に当事者双方が実施機関の窓口で直接訪問して作成。)

「按分割合」について、合意できないとき

按分割合について、当事者間の話し合いでは合意が成立しないときは、当事者の一方が家庭裁判所に対して申立てをし、以下の裁判手続きによって按分割合を定めることができます。年金分割に関する手続は以下のとおりです。

- ①審判手続
- ②調停手続
- ③離婚訴訟における附帯処分手続



年金分割に係る審判の確定、調停の成立または判決等



3号分割の請求

3号分割の請求は、国民年金第3号被保険者であった者から行うことができます。ただし、請求期限が定められており、原則として、離婚等をした日の翌日から起算して2年を経過したときは請求することができません。

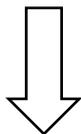


標準報酬改定通知書の交付

標準報酬を2分の1に分割する改定等を行い、改定等後の標準報酬等について、3号分割の請求者とその相手方に対して、通知します。

合意分割の請求

合意分割の請求は、離婚等をした後、按分割合等を明らかにした書類を添付して、請求を行います。この手続きは当事者の一方だけで行うことができます。ただし、請求期限が定められており、原則として、離婚等をした日の翌日から起算して2年を経過したときは請求することができません。



標準報酬改定通知書の交付

按分割合に基づき当事者それぞれの標準報酬の改定等を行い、改定等後の標準報酬等について、合意分割の請求者とその相手方に対して、通知します。